

国九整規第4号

「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」設置要領を次のように定める。

令和 3年 9月 1日

九州地方整備局長

「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」設置要領

1. 設置趣旨

九州地方整備局では、コンプライアンスの徹底について、これまでも取組んできたところであるが、今般、職員が収賄容疑で逮捕されたことは、国民の国土交通行政に対する信頼を大きく損なうものである。

このことを重く受け止め、大きく損なわれた信頼の回復に向け、本事案の原因究明と再発防止に資する助言をいただくことを目的とし、「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」(以下、「委員会」という。)を九州地方整備局に設置する。

2. 委員会の運営

(1) 構成と役割

- ア 委員として、専門的な知見を有する学識経験者を局長が委嘱する。
- イ 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ウ 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- エ 委員長は、委員会を招集し、開催する。

(2) 委員会の公開

- ア 委員会は、非公開とする。
- イ 委員会開催後、原則、報道機関に対してブリーフィングを行う。
- ウ 委員会に係る議事概要は、後日、作成し公表する。
- エ 委員会の配付資料は、原則として公表するものとする。ただし、公表することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合などは、非公表とすることができる。

(3) 事務局

- ア 委員会の事務局は、九州地方整備局に置く。
- イ 庶務は、港政調整官の協力を得て、適正業務管理官が行う。

3. 設置期間

設置期間は、令和3年9月1日から再発防止対策がとりまとめられる迄の期間とする。

資料-2

説明資料

(1) 事案の概要説明について

事案の概要

今般、九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所の職員が、令和3年8月22日(日)に収賄の容疑により福岡県警に逮捕され、8月23日(月)に福岡地検小倉支部に送検された。

また、同日、関門航路事務所に、県警による家宅捜査も実施された。

報道によると、以前係長として勤務(平成27年4月から令和3年3月)していた関門航路事務所において、同事務所が発注したクレーン修理業務について、少額随意契約が可能になる範囲内に収まるよう数回に分け、平成27年4月頃から関係を深めていった特定の業者(山口県下関市の業者)が受注できるよう便宜を図った見返りに、当該業者に対し、複数の電化製品を指定して要求し、数十万円相当の電化製品を北九州市内で直接受け取ったとされている。

(2)コンプライアンスのこれまでの取組について

九州地方整備局における不正事案を受けての取組

平成19年2月 発注者綱紀保持の一層の徹底の取組

・綱紀保持 ・契約制度 ・暴力団排除等に関する啓蒙等

平成23年 3月 再発防止策の取組

- ・綱紀保持の更なる徹底
- ・内部通報窓口の拡充
- ・積算担当者と業者との接触回避
- ・調査基準価格等の管理 など

平成24年10月 再発防止策の取組(追加)

- ・局幹部と事務所職員のミーティング実施
- ・講習会の取組強化・拡充 など

【発注業務に係る過去の不正事案】

平成19年 苅田港湾副所長収賄事件

平成22年 嘉瀬川ダム収賄・官製談合防止法違反事件

平成23年 熊本河国収賄・官製談合防止法違反事件

高知県内官製談合防止法違反事件を受けての取組

平成24年11月 九州地方整備局コンプライアンス推進本部設置

平成24年12月 九州地方整備局コンプライアンスアドバイザー委員会設置

平成24年度～平成27年度

九州地方整備局コンプライアンス推進計画策定(各年度毎)

・副所長室の大部屋化、推進本部月1回定例開催、発注者綱紀保持規程改正等

平成27年 3月 九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画(平成27～29年度)策定

※外部有識者の意見を踏まえ、継続的かつ安定的な体制・取組を図るため、全整備局初の複数年計画策定

平成30年 3月 九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画(平成30～平成32年度)策定

～コンプライアンスのさらなる向上を目指して～

令和 3年 3月 九州地方整備局コンプライアンス推進計画(令和3～令和5年度)策定

倫理・コンプライアンス意識の向上
発注事務における綱紀保持の徹底
内部監査の強化・充実 など

継続
した
取組

基本方針

職員一人ひとりが、法令遵守はもちろんのこと、九州地方整備局への「社会的な要請」に応えるため、課題に向き合い、柔軟な発想力や行動力等を活かし「国民からの信頼」が得られる組織風土を醸成することにより、コンプライアンスを推進することが重要である。

①その基本として、**職員相互間で情報や知識の共有を通じた、コミュニケーションの活性化を図り「風通しの良い職場づくり」を進める。**

②また、「**職員一人ひとりの知識・意識の向上**」を図る取組を進めるとともに、

③**誤りや不適切な行為の未然防止(発注者綱紀保持)にかかるとともに、**

また、各部・各事務所の創意工夫による取組を促進することにより、コンプライアンスの取組を更に発展させる。

職員は、この基本方針のもと、本推進計画に基づく取組に主体的に参画し、コンプライアンスの実現に積極的に取り組む。

1. 風通しの良い職場づくり(職員一人ひとりが意識する行動)

- ・職員間のコミュニケーションの活性化や情報共有の促進、上司・部下との信頼関係の醸成等
- ・テレワーク実施中におけるWEBミーティングの励行 など

2. 職員一人ひとりの知識・意識の向上

(1) 情報提供と活用

- ①職場の健康づくりポケットブックの活用
- ②コンプライアンス通信の発行
- ③他機関等のコンプライアンス情報の提供



(2) 研修・講習会等の実施

- ①コンプライアンスミーティング
- ②発注者綱紀保持講習会
- ③入札談合等関与行為防止法に関する講習会
- ④国家公務員倫理講習会
- ⑤ハラスメント防止講習会
- ⑥コンプライアンスセルフチェックの実施・分析・活用
- ⑦発注事務に関わる職員等を対象とした研修



3. 誤りや不適切な行為の未然防止(発注者綱紀保持)

(1) 入札・契約事務の適切な執行

- ①入札事務手続見直し
- ②事務所毎の応札状況の透明化

(2) 事業者等への適切な対応

- ①事業者等に対し発注者綱紀保持規程等周知
- ②事業者等との応接方法の徹底

(3) 情報管理の徹底

- ①情報セキュリティの徹底
- ②工事入札参加者名のマスクング

発注者綱紀保持規程を遵守しよう!!
発注者綱紀保持規程違反通報窓口

【発注者綱紀保持担当者】
 本局 適正業務管理官 港政調整官
 (内線: 89-2121) (内線: 8962-200)
 TEL 092-471-6331 (代表)
 ※判断に迷ったときには遠慮せず相談を!!

【外部報告窓口】
 発注者綱紀保持担当弁護士 辻井 治
 TEL 092-733-8657 FAX 092-733-8667
 メールアドレス: tujillo@basil.coen.ne.jp
 ※社会的要請に的確に対応し、誠実かつ公正な行動をとりましょう!

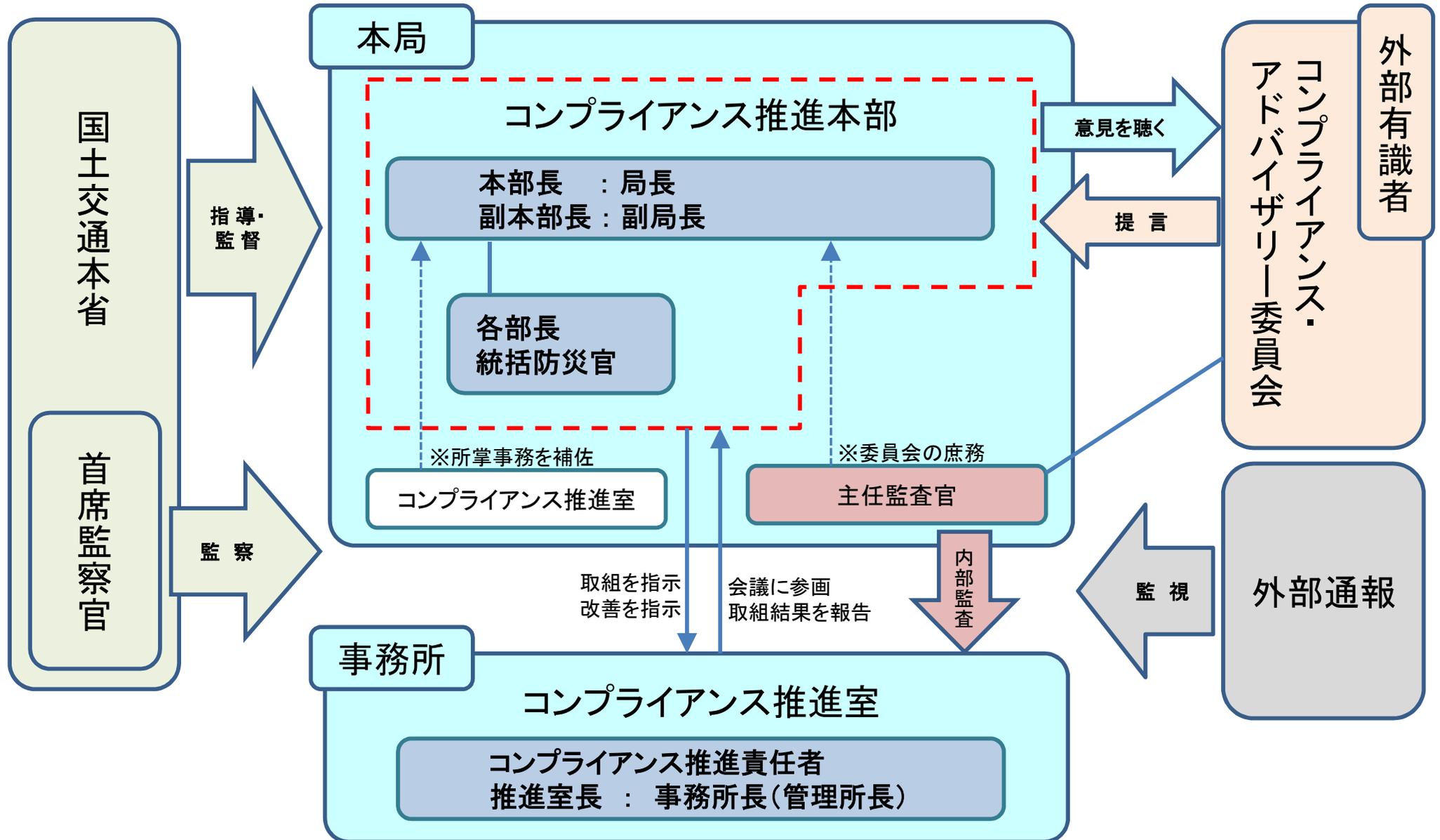
4. 各部・各事務所の創意工夫により取組の促進

- ・良好な取組事例の全職員への紹介
- ・さらなる創意工夫の提案促進

5. フォローアップ(実施状況及び実効性の検証)

- (1)コンプライアンス推進本部会議における事務所長の取組状況報告
- (2)内部監査の的確な実施
- (3)計画の実施状況評価及び改訂

本推進計画を着実に実施するため、九州地方整備局コンプライアンス推進本部を中心に、コンプライアンスに係る取組を推進。



法令遵守はもとより、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルに基づく実践や、各種講習会等に参加し、コンプライアンスの知識・意識の向上を図る取組を実施している。

風通しの良い職場づくり

- ・本局幹部職員との意見交換会の開催
 - R1.11.22 若手7名参加
 - R2.11.26 若手12名参加
- ・やりがいを実感できる機会の創出
 - 若手を対象とした現場見学会を開催(多数開催)

知識・意識の向上 (情報提供と活用)

- ・職場の健康づくりポケットブック
 - ・発注者綱紀保持カード
 - ・公務員倫理カード
- 所内会議で一人ひとりに説明した上で全職員に配布

知識・意識の向上 (研修・講習会の実施)

- ・コンプライアンスミーティング
 - 各課単位で、四半期毎に最低1回実施
 - 年間通して全職員参加
- ・倫理講習会
 - 倫理週間(12月)に実施
 - 令和2年度はe-ラーニングにより全員受講

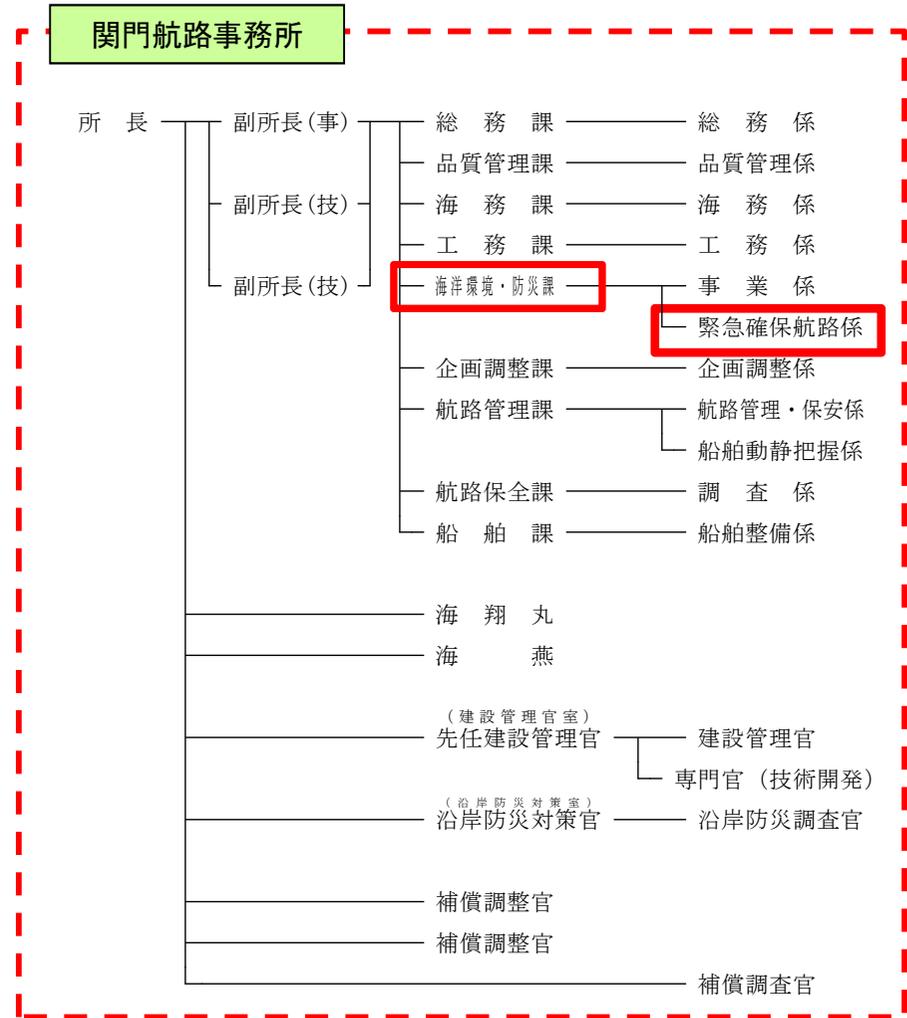
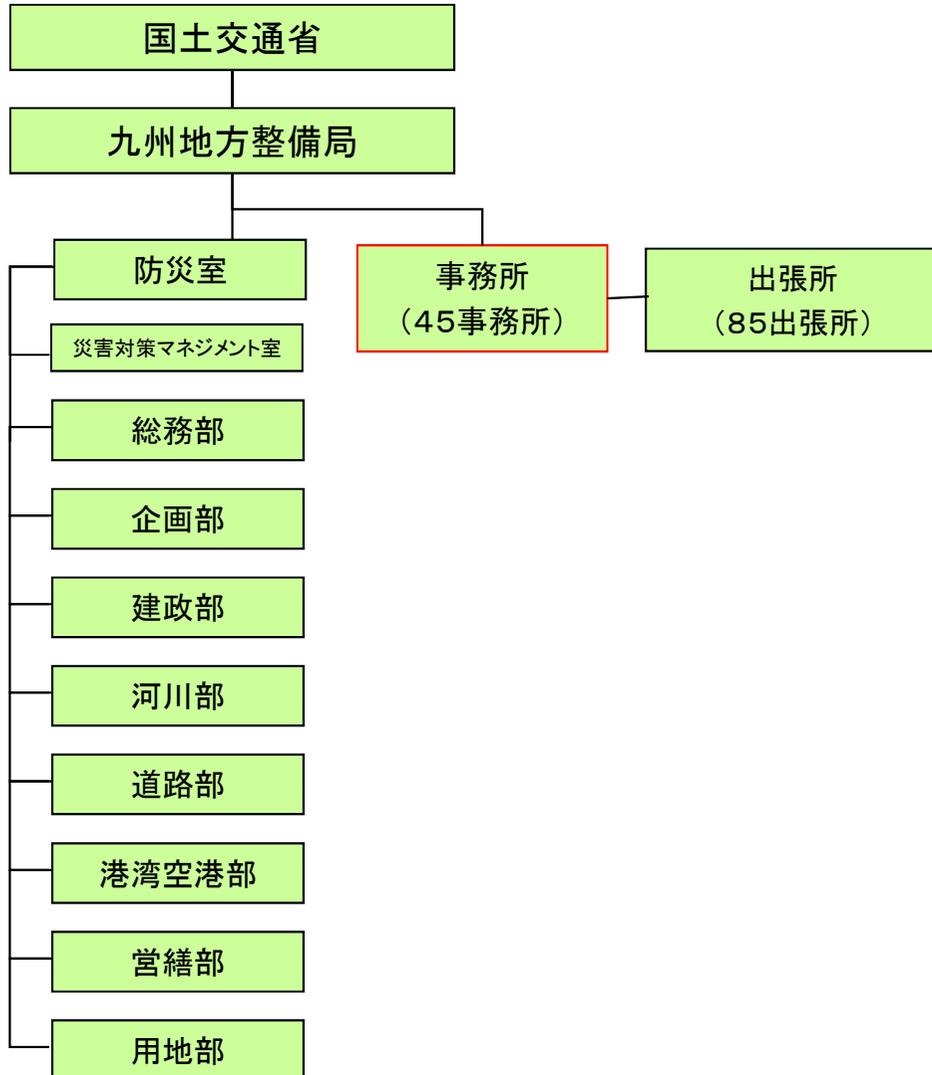
発注者綱紀保持

- ・発注者綱紀保持講習会
 - 全員が受講できるよう年2回実施
 - 令和2年度はe-ラーニングにより全員受講
- ・情報管理の徹底
 - 情報管理役職表の作成・更新
 - 情報管理責任者による点検(年1回)

(3) 関連する現行の制度・手続きについて

令和2年4月1日現在

組織図

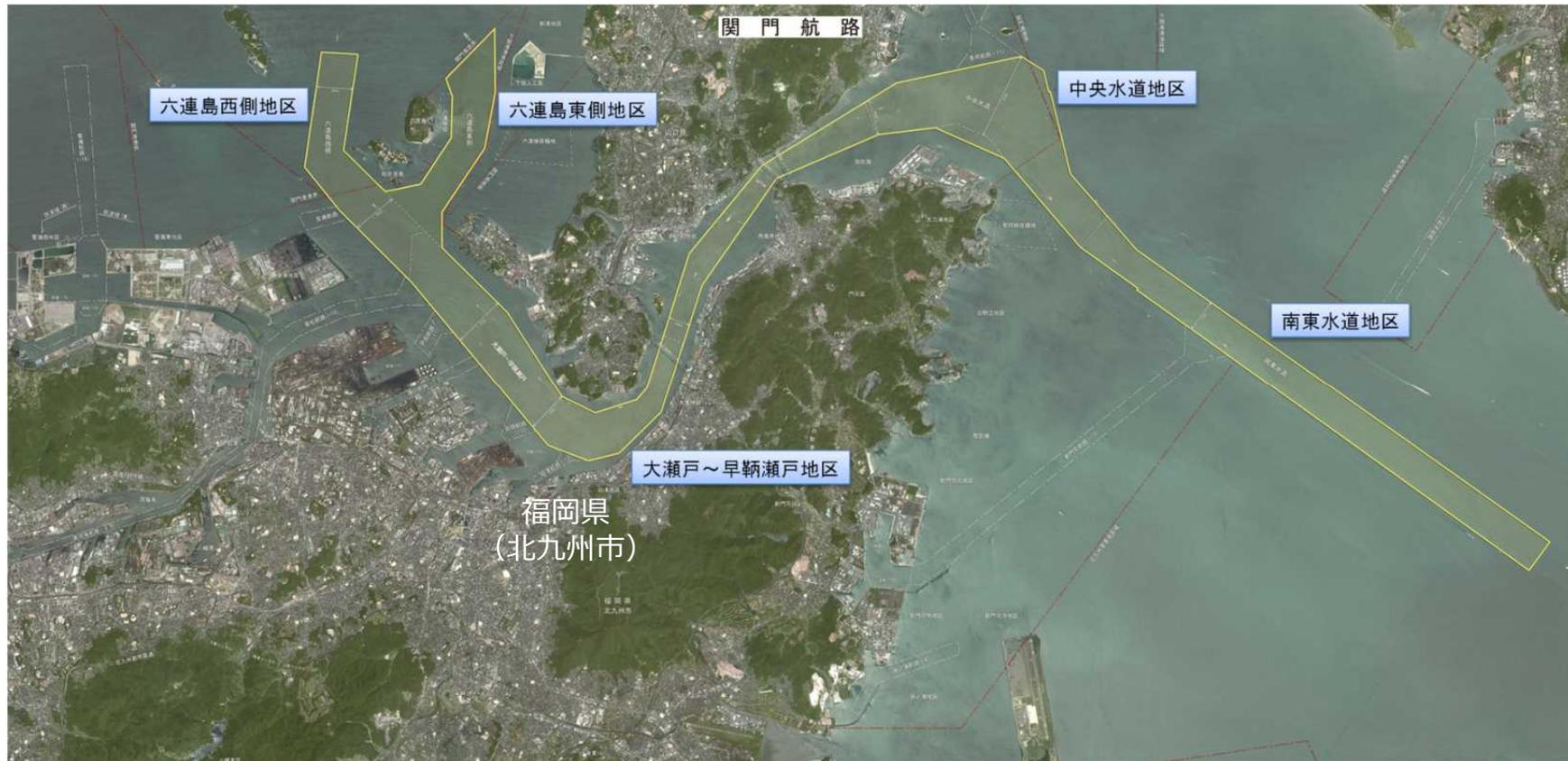


◆開発保全航路「関門航路」の概要

- ・九州北端と本州西端に位置し、日本海と瀬戸内海を結ぶ航路
- ・全長約50km、航路幅500~2,200m、航路水深12m(計画水深14m)
- ・関門航路全域で1日約1,000隻の船舶が利用

◆関門航路事務所の業務

開発保全航路「関門航路」の増深・維持のための浚渫、水深管理、監視パトロール等



◆海洋環境整備事業の概要

船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海等の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行う

◆関門航路事務所「がんだりゅう(清掃兼油回収船)」の業務

- ・通常は、関門海峡を挟み、東西の約3,500km²の海域に浮遊するゴミや流木の回収作業を実施
- ・津波災害時は、流出した車やコンテナなど、船舶の航行に支障となる沈降物の確認を実施
- ・油流出事故が発生した場合は、海上保安庁の要請に基づき、油回収作業等を実施

担務海域



「がんだりゅう」による流木(浮遊ゴミ)回収状況



◆「がんだりゅう」出動事例(平成29年7月 九州北部豪雨)

平成29年7月5日から6日にかけて発生した豪雨では、被害を受けた土地や山林等から多量の流木や葦類、ゴミ等が海域へ流出。

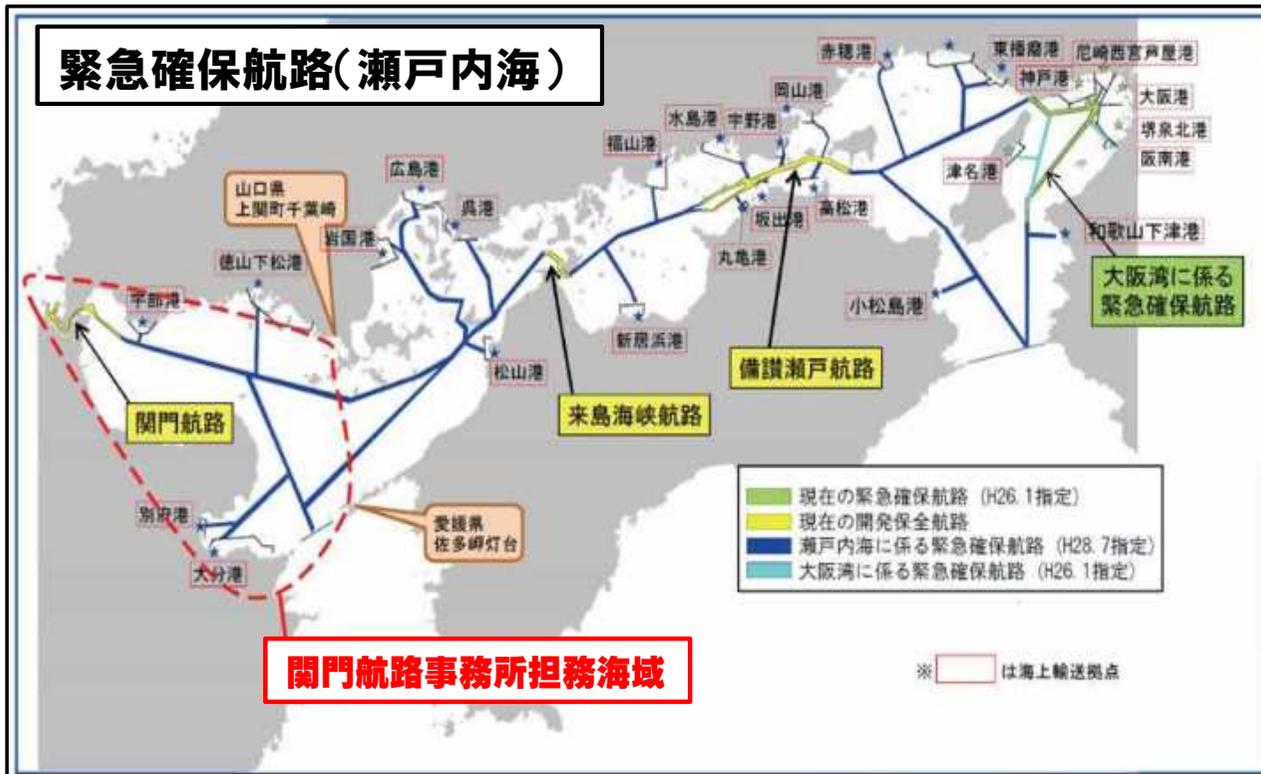
「がんだりゅう」他2隻により、合計 約1,090m³の浮遊物を回収（うち、流木は約730本）

◆緊急確保航路の概要

大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、所有者の承諾を得ることなく国が障害物を迅速に除去できる区域として緊急確保航路を設定

◆関門航路事務所の業務(緊急確保航路)

関門航路事務所が所掌する緊急確保航路の管理を行うとともに、大規模地震等の発生時には迅速に航路啓開(障害物の除去)を実施



航路啓開(障害物の除去)①



航路啓開(障害物の除去)②



海洋環境・防災課は所掌業務として、がんりゅう（清掃兼油回収船）の修理を行っている

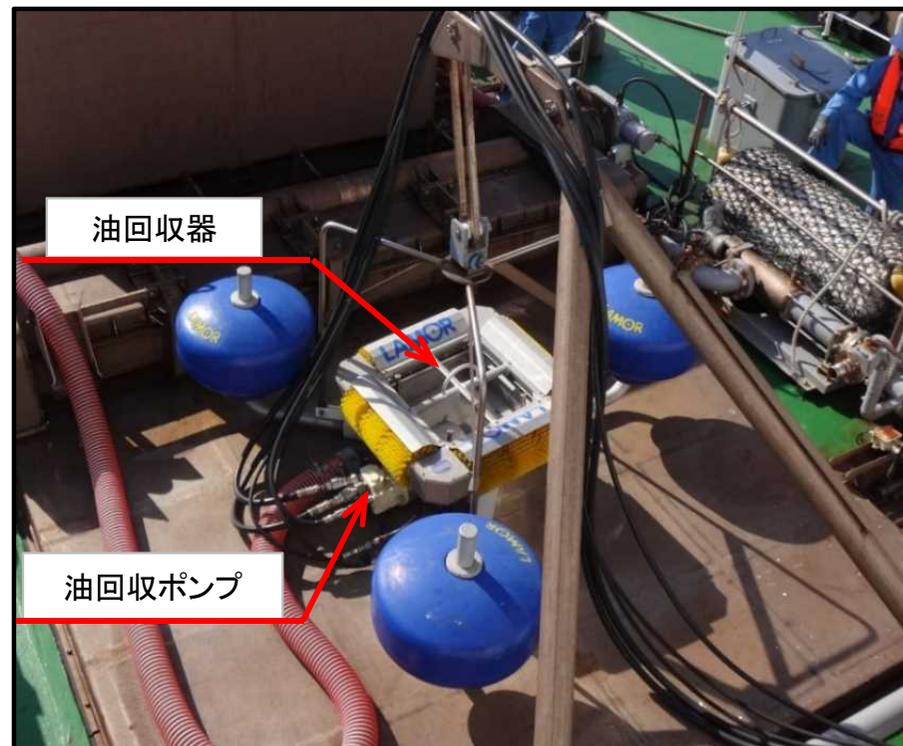
九州地方整備局事務所等組織細則〔改正令和2年3月17日〕

第105条第6項第5号 事務所の所掌事務に関する船舶及び機器の運用に関すること



【修理例①:多関節クレーン修理】

・グラブシリンダー修理
(摩耗したオイルシールの取替等)



【修理例②:油回収ポンプ修理】

・分解整備、部品取替等

○国家公務員法より抜粋

(採用昇任等基本方針)

第五十四条

内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員を採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○内閣人事局「採用昇任等基本方針」〔平成26年6月24日閣議決定〕より抜粋

3. 昇任及び転任に関する指針

(3) 転任に関する指針

転任については、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、同一官職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行う。

○官庁綱紀の粛正について〔昭和48年10月30日閣議決定〕

管理、監督の地位にある者は、まず率先して自らの姿勢を正し、服務規律を一層厳正にするとともに、昭和44年5月23日の閣議における報告「綱紀粛正のための各省（庁）の具体的措置」をあらためて再点検し、常時職場の実態をは握し、職務権限配分の是正、チェック機能の強化、適正な人事配置等について実効ある措置を講ずることにより、一段と綱紀粛正の徹底を図るものとする。

○綱紀粛正のための各省（庁）の具体的措置について（報告）〔昭和44年5月23日 総理府〕

綱紀粛正のための各省（庁）の具体的措置例

同一ポストの在任期間については、検査、監査等を行なう職、許認可、減免税、融資のあつせん、補助金の交付、委託費、契約等の事務を所掌する特定の職については、同一の職員が原則として、3年以上在職することのないよう、適宜配置換えを行なう。

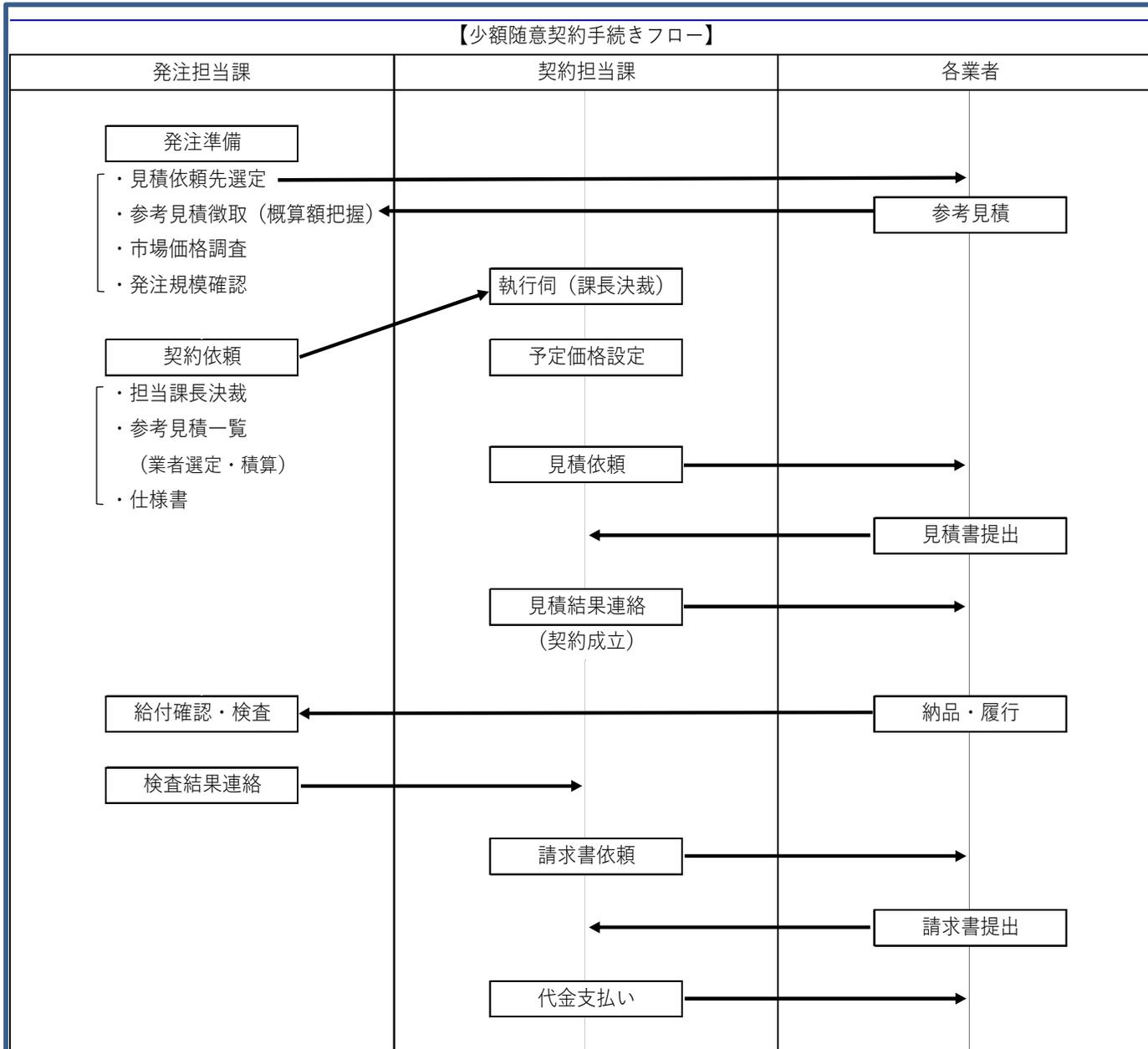
- 定期点検等については、実績として一般競争入札により実施しているところ。
- 対応者が特定される装備品の修理については、実績として特命随意契約により行っているところ。
- 簡易な修理については、実績として少額随意契約により実施しているところ。

一般競争入札

- 1,500万円以上の場合.....契約まで3ヶ月から4ヶ月程度の日数を要する
- 1,500万円を超えない場合.....契約まで1ヶ月程度の日数を要する

随意契約

- 特命随意契約
金額による制限なし契約まで1週間程度の日数を要する
- 少額随意契約
100万円を超えない場合.....契約まで1週間程度の日数を要する



船舶の故障等発生

↓

（発注担当課）
発注準備のため業者を選定したうえで、参考見積を徴取し概算額の把握を行い、契約依頼のための書類を作成し契約担当課に依頼

↓

（契約担当課）
発注担当課の契約依頼をもとに予定価格の設定を行い、業者から見積書を徴取し最低価格者と契約

↓

（発注担当課）
業務が完了したら、発注担当課が検査を行い契約担当課に検査結果を連絡

↓

（契約担当課）
契約担当課は検査結果の連絡を受けた後、業者へ請求書の提出を依頼し、請求書受取後、代金を支払う

コンプライアンス関係

- 緊急事務所長会議(web)を開催し、局長から九州地方整備局幹部、事務所長などに対し、服務規律の確保やモラルの高い職場環境の構築を伝達
- 官房長通知及び同局長訓示を全職員にメールで配布

契約手続き関係

- 再発防止対策の策定までの間、少額随意契約における「見積依頼」を行う前に、所長は適切な契約手続きが行われているかを確認

参考資料【関係する法律、法令等】

九州地方整備局コンプライアンス推進計画の「基本方針」に基づき、令和3年度を初年度とする3年間に、次の取組を実施します

1. 風通しの良い職場づくり(職員一人ひとりが意識する行動)

九州地方整備局の使命の達成に向けて職員が互いに協力し合い、国民からの信頼が得られる職場となるよう、職員間のコミュニケーションの活性化や情報共有の促進、上司・部下との信頼関係の醸成等を図る等、風通しの良い職場づくりを進めることとする。

また、職員は、日頃から様々な情報(業務進捗情報・業務課題など)や知識の共有を図ること等を通じて、業務効率化や業務の円滑な実施を図っていくこととする。その際、テレワークの実施中であっても、WEBミーティングの励行などにより、対面と同レベルのコミュニケーションをできるように努めることが重要である。

2. 職員一人ひとりの知識・意識の向上

職員は、コンプライアンスに関する情報を活用するとともにミーティング等へ積極的に参加し、知識・意識の向上を図ることとする。職員が遵守すべき「ルールを理解及び定着」とコンプライアンス意識の向上を図るため、次の取組を行う。なお、その手法として、eラーニングシステムの活用も図っていくこととする。

(1) 情報提供と活用

① 職場の健康づくりポケットブックの活用

・日常業務や生活に関し、判断に迷った際の参考資料とするため
職員へ「職場の健康づくりポケットブック」の携帯を促す



② コンプライアンス通信発行

・コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に月1回発行する。
職員がより理解を深めることができる話題を提供



③ 他機関コンプライアンス情報の提供

・継続的に、他機関等のコンプライアンス情報を提供し、不祥事情報だけでなく地域貢献の話題等幅広くコンプライアンス意識の向上に寄与する情報等を提供

(2) 研修・講習会の実施

職員は、各階層等に応じて実施される次の研修・講習会等に参加し、コンプライアンスの知識・意識の向上を図ることとする。

①コンプライアンスミーティング

- 全職員を対象
- 年2回開催する(半期毎)

④国家公務員倫理講習会

- 全職員を対象
- 国家公務員倫理月間(12月)に実施する

⑥コンプライアンスセルフチェックの実施・分析・活用

- 全職員を対象
- 国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等による設問によるセルフチェックを実施

②発注者綱紀保持講習会

- 全職員を対象
- 原則第3四半期に実施

⑤ハラスメント防止講習会

- 全職員を対象
- ハラスメント防止週間の前後時期に実施

⑦発注事務に関わる職員等を対象とした研修

- 発注事務に関わる職員、新規採用職員及び未経験業務に従事することとなる職員を対象
- 「発注者綱紀保持」に関わる講義を実施

③入札談合等関与行為防止法に関する講習会

- ・事務所長等会議、副所長等会議、発注事務を担当する課長等会議など年度当初の各階層別会議において、公正取引委員会等の協力を得ながら実施



3. 誤りや不適切な行為の未然防止(発注者綱紀保持)

誤りや不適切な行為を未然に防止するため、発注者綱紀保持に注力し引き続き取組を行っていく。

(1) 入札・契約事務の適切な執行

① 入札事務手続き見直し

過去の入札談合事案を踏まえた入札・契約手続きの見直しに基づき、事務所において発注する工事の一部について、入札書と技術資料及び施工計画の同時提出を引き続き実施する。

② 事務所毎の応札状況の透明化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の観点から、事務所毎の応札状況の傾向等について、引き続き毎月1回ウェブサイト上で公表を行う。

また、当該事務所毎入札状況等の傾向のデータを基に、事務所毎の月別、年別の全体落札率や工種別落札率について詳細な分析を行い、談合疑義等の該当性について確認を実施する。

(2) 事業者への適切な対応

① 事業者に対する周知

九州地方整備局ウェブサイト、有資格業者を対象とした発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を常時掲載する。併せて、執務室の入口の等に執務室への入室に関する協力依頼について掲示する。

② 事業者との応接方法

発注事務における事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応にとどめる。この場合、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

(3) 情報管理の徹底

① 情報セキュリティの徹底

発注事務に関する情報について、「発注者綱紀保持マニュアル」に定める方法に従い、指定された職員が適切に管理し、機密情報が含まれる文書等について、パスワードの設定等の技術的セキュリティを強化するなど、引き続き情報管理の徹底を図る。なお、テレワークの実施に当たっては、情報漏洩等の発生につながることはないよう、適切な情報セキュリティ対策を実施していく。

② 工事入札参加者名のマスキング

入札・契約手続運営委員会等提出資料における、工事入札参加者名のマスキングについて引き続き実施していく。

4. 各部・各事務所の創意工夫による取組の促進

各部・各事務所の創意工夫による良好な取組の事例について、コンプライアンス通信等を通じ全職員に紹介し、コンプライアンス推進の取組を積極的に進める。また、職員に対しても、創意工夫による取組への積極的な参画と、さらなる創意工夫に向けた提案等を促していく。

5. フォローアップ(実施状況及び実効性の検証)

本推進計画に基づくコンプライアンスに関する取組を着実に進展させていくため、以下により、フォローアップ(実施状況及び実効性の検証)を行う。

(1) コンプライアンス推進本部会議における事務所長の取組状況報告

各事務所におけるコンプライアンスに関する取組推進の励みとなるよう、引き続き事務所長の推進本部会議での報告を実施する。

(2) 内部監査の適切な実施

一般監査において、引き続き監査を実施する。また、職員からの通報制度の活用及び周知の状況についても引き続き監査・指導を行い、必要に応じ臨時的な監査を実施する。

(3) 計画の実施状況評価及び改定

年度毎に推進本部において、計画の実施検証と自己評価を行う。その結果は、コンプライアンス・アドバイザリー委員会に報告し、提言を受けるとともに、随時計画の変更を行う。実施項目・手法等について、3か年毎に抜本的な評価及び見直しを行うものとする。

◆九州地方整備局の所掌事務

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、**地方整備局組織規則**を次のように定める。

（地方整備局の管轄区域の特例）

第一条 別表第一の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するものとする。

4 航路の整備、保全及び管理に関する事務に関しては、**別表第三の上欄**に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる開発保全航路（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項に規定する開発保全航路をいう。以下同じ。）の区域を管轄し、**別表第四の上欄**に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急確保航路（同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路をいう。以下同じ。）の区域を管轄するものとする。（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

5 国が行う海洋汚染の防除に関する業務に関する事務（以下「海洋汚染防除業務」という。）に関しては、**別表第五の上欄**に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる海面の区域を管轄するものとする。

【別表第三（第一条関係）】

九州地方整備局：関門航路 蛸蛾ノ瀬戸航路 平戸瀬戸航路 万関瀬戸航路 本渡瀬戸航路

【別表第四（第一条関係）】

九州地方整備局：瀬戸内海に係る緊急確保航路（近畿地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局の管轄するもの以外のものに限る。）

【別表第五（第一条関係）】

九州地方整備局：山口県千葉崎から同県長島最東端まで引いた線、同島最西端から大分県堅来川口左岸突端まで引いた線、福岡県鐘ノ岬から山口県観音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
・鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から一九三度二〇〇メートルの地点から同県長島最南端まで引いた線、同島大崎から熊本県築ノ島最東端まで引いた線、同地点から同県片島片島三角点まで引いた線、同地点から同県牛深大島灯台まで引いた線、同地点から同県天草下島魚貫崎まで引いた線、同県四季咲岬灯台から長崎県樺島最南端まで引いた線、同地点から同県野母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

◆開発保全航路

開発保全航路は、「一般海域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路」(港湾法第2条第8項)と規定され、全国に15航路あり、その区域は政令で指定。

また、「開発保全航路の開発及び保全は国土交通大臣が行う」(港湾法第43条の6)とされており、国自らが開発及び保全を実施。関門航路は、1974年7月(昭和49年7月)に指定。

◆関門航路事務所の所掌事務

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十二条第二項及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、**地方整備局組織規則**を次のように定める。

(事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務)

第百四十条 地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第六のとおりとする。

5 地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、**別表第十**のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6 地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、**別表第十二**のとおりとする。

7 国土交通大臣は、前二項の規定にかかわらず、海洋汚染防除業務その他の事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び航路事務所に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

別表第十(第百四十条関係)

名称：関門航路事務所

緊急確保航路：瀬戸内海に係る緊急確保航路(九州地方整備局の管轄するものに限る。)

別表第十二(第百四十条関係)

名称：関門航路事務所

開発保全航路：関門航路

管轄区域：山口県千葉崎から同県長島最東端まで引いた線、同島最西端から大分県堅来川口左突端まで引いた線、福岡県鐘ノ岬から山口県観音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

◆九州地方整備局事務所等組織細則〔改正令和2年3月17日規程第13号〕

第三章港湾事務所等

第一節港湾事務所等の所掌事務（航路事務所の所掌事務）

第一百零二条航路事務所は、次に掲げる事務（港湾空港技術調査事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 航路の整備、保全及び管理に関すること。
- 二 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

第五節航路事務所の各課の所掌事務

（航路事務所の各課の所掌事務）

第一百七条航路事務所の各課の所掌事務は、次項以下のとおりとする。

6 海洋環境・防災課は、第一百五條第六項第五号から第七号に掲げる事務及び次に掲げる事務（船舶課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 航路の環境の整備及び保全に関する計画に関すること。
- 二 航路の環境の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること。
- 三 航路の環境の整備及び保全に関する工事の実施に関すること。
- 四 航路の環境の整備及び保全に関する工事の検査に関すること
（工事の検査の執行に関することを除く。）。
- 五 緊急確保航路における災害の防止及び復旧に関すること。

第一百五條第六項第五号から第七号

- 五 事務所の所掌事務に関する船舶及び機器の運用に関すること。
- 六 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
- 七 港湾等に関する工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関すること。

10 船舶課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事務所の所掌事務に関する船舶の管理及び運用についての調整に関すること。
- 二 事務所の工事の用に供する船舶及び機器の整備に関すること。

○会計法

第二十九条の三

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 省略
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四～六 省略
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものを
するとき。
- 八～二十五 省略

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。